

町営住宅入居者募集

Table with 6 columns: 住宅名, 建設年度, 構造規模, 戸数, 家賃月額, 備考. Rows include 前原 (S58, S59) and 二葉 (H15).

※二葉住宅B棟1階は60歳以上の方であれば単身入居もできます。
※二葉住宅は汚水処理料2,620円加算されます。
※前原・二葉住宅は駐車場を利用する方は2,600円加算されます。
※家賃については、所得額により変わります。
受付期間 11月22日(火)まで ※期間厳守
受付場所 大洗町役場 都市建設課

入居資格

- ①町内に住所、または勤務地のある方
②県内に住所を有する方
③町に親族(血族、姻族三親等内)が住所を有している方
④法令で定める基準の収入者であること
【一般世帯】過去1年間の所得から扶養家族一人につき38万円を控除した額の月収(政令月収)が158,000円以下
※裁量階層(60歳以上のみ、60歳以上と18歳未満、小学校就学前の各同居世帯、障害者等)の収入基準額は、政令月収で214,000円以下
⑤本人又は同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと
⑥県税・市町村税を完納していること
入居時期 平成23年12月予定
選考方法 書類審査後、選考委員会の審査にて資格者を決定する。資格者多数の場合は抽選。
提出書類 (申込用紙は都市建設課に備えてあります。)

①収入に関する証明書

【給与所得者】○給与証明書(平成22年10月～平成23年9月の総支給額を勤務先に証明してもらう) ○平成23年度町県民税課税証明書(市町村役場発行)
【事業所得者】○平成22年10月～平成23年9月の所得金額を申込用紙に記入する ○平成23年度町県民税課税証明書(市町村役場発行)
※同居者が働いている場合は全員の町県民税課税証明書及び納税完納証明書が必要

- ②同居者全員の住民票の写し
③同居者が無職の場合、それを証明できるもの(所得証明書など)
④同居者が婚約者の場合、婚約証明書
⑤「公営住宅における暴力団排除について」に基づく申立書
問合せ 都市建設課(内線 251)

東日本大震災に係る、雑損控除等に関する個別相談会のお知らせ

東日本大震災により住宅や家財に損害を受けた方は、雑損控除の特例及び雑損失の繰越控除の特例により、平成22年分所得税の軽減を受けることができます。また、個人住民税においても所得税と同様の軽減措置が講じられております。

これらの軽減措置を受けるための個別相談会を、下記のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。

なお、相談会に参加するに当たり、必要な書類がいくつかございます。

詳しくは町ホームページをご覧くださいか、下記問合せ先までお問い合わせください。

日時 11月9日(水)～11日(金)
午前の部 10:00～12:00
午後の部 13:30～15:30

場所 大洗町商工会館1階 研修室
会場の収容可能人数の都合上、地区を割り振りさせていただきます。

できる限り下記の地区割での来場をお願いいたします。

Table with 2 columns: 開催日, 対象地域. Rows include 11月9日(水), 11月10日(木), 11月11日(金).

※当日は混み合うことが予想されますので、ご了承ください。
問合せ 水戸税務署個人課税部門 ☎ 231-4211

(自動音声でのご案内となりますので①「ゼロ」をお選びください)
又は税務課町民税係(内線 141・142)

NHK「クローズアップ現代」で大洗町の震災時の対応が特集されます!

3.11東日本大震災の津波発生時において、大洗町の避難指示等の対応がNHK「クローズアップ現代」で特集されます。是非ご覧ください。

放送局 NHK総合テレビジョン
放送日時 11月9日(水) 19:30～19:56
内容 どうすれば避難を促せるか!
問合せ 町長公室(内線 212)

第2回 家族介護教室開催のお知らせ

日時 11月12日(土) 10:00～11:30
場所 介護老人保健施設おおあらい3階談話室
内容 1.薬剤師による「高齢者薬物療法の特性と問題点」
・個々の病状に応じた調剤・服薬のアイデア
2.理学療法士による介護の実践・リハビリ体操
・ベッド移乗時の注意点 ・リハビリ体操
3.大洗町地域包括支援センターによる講話
4.介護用品の展示・販売

問合せ 介護老人保健施設おおあらい ☎ 267-1331

平成23年度精神障害者家族教室の開催のお知らせ

日時 11月16日(水) 14:00～16:00
会場 茨城町総合福祉センターゆうゆう館
2階 視聴覚室(茨城町大字小堤1037-1)

内容 講演「統合失調症を理解する」
講師 県立こころの医療センター病院長 土井 永史 氏

対象者 統合失調症を持つ当事者・家族、及び関心のある方
申込期限 11月9日(水)
問合せ 茨城県水戸保健所 ☎ 241-0571

あなた一人で悩んでいませんか?

～全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間～

職場における男女差別やセクハラ、夫やパートナーからの暴力、ストーカー行為などの女性に対するあらゆる人権侵害について相談を受け付けています。

期間 11月14日(月)～11月20日(日)までの7日間
時間 8:30～19:00
(ただし、土曜日・日曜日は10:00～17:00まで)

電話番号 0570-070-810(全国共通ナビダイヤル)

相談員 人権擁護委員・法務局職員
※秘密は厳守いたします。

問合せ 水戸地方法務局人権擁護課 ☎ 227-9919